

伊勢原市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市契約規則（平成元年伊勢原市規則第11号。以下「規則」という。）第50条第3項の規定による工事現場への常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する工事に限り、現場代理人の常駐義務を緩和し、複数工事間での兼任を認めることができる。

- (1) 本市が発注した工事であること。
- (2) 市内に本店を有する者が受注した工事であること。
- (3) 請負代金がそれぞれ4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事であること。

2 兼任を認める場合においても、受注者は、いずれかの工事現場に現場代理人を常駐させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、契約変更により請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となった場合は、当該工事については現場代理人の兼任を認めない。

(兼任をさせることができる工事の件数)

第3条 現場代理人を兼任することができる工事の件数は2件までとし、受注者1者について4件までとする。

(連絡員)

第4条 受注者は、現場代理人を兼任させようとする場合（以下「兼任配置」という。）は、速やかに双方の工事において連絡員を選定し、工事現場との連絡を確実に行うことができる体制を整えておかなければならない。

2 連絡員は、受注者と直接的な雇用関係にある者とする。ただし、建設業許可を受けた当該工事に係る下請業者と直接的な雇用関係のある者も連絡員となることができる。なお、建設業許可における営業所ごとの専任技術者は連絡員となることはできない。

3 連絡員は、他の工事の現場代理人及び連絡員となることはできない。

4 兼任配置させる複数工事現場のうち、常駐していない工事現場には必ず連絡員を滞在させ、現場代理人との連絡に支障のないようにしなければならない。

5 現場代理人は、工事請負契約約款の規定により委任された権限を連絡員に再委任することはできない。

(現場代理人兼任配置届)

第5条 受注者は、兼任配置するときは、規則第50条第1項に定める請負工

事現場代理人等選任届の提出とともに、現場代理人兼任配置届（別記様式）を提出しなければならない。これらの者を変更するときも同様とする。

（兼任配置とした場合の取扱い）

第6条 工事主管課長は、兼任配置とした工事において、安全管理や工程管理等の施工管理体制が不十分と判断し、その兼任配置を継続することが適当でないと認めるときは、その旨を契約主管課長に書面にて報告しなければならない。

2 契約主管課長は、前項の報告を受けたときは、その工事の受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、兼任配置の解除をするものとする。

（兼任配置とすることができない場合）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、兼任配置とすることができない。

(1) 入札の公告において、兼任配置とすることができない旨を明示した工事であるとき。

(2) 前年度中に完成したいずれかの工事において、その工事成績評定点が65点未満であった者

(3) 現施工中の工事の管理体制が良好でない等、兼任配置とすることが適当でないと認めるとき。

（安全管理等）

第8条 受注者は、兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮を必要とする。

附 則（平成27年11月20日告示第132号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、平成27年12月21日以後契約した工事請負契約に適用し、同日前に契約した工事請負契約については、なお従前のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、平成29年4月1日以後契約した工事請負契約に適用し、同日前に契約した工事請負契約については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和3年3月29日告示第65号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、令和3年4月1日以後契約した工事請負契約に適用し、同日前に契約した工事請負契約については、なお従前のとおりとする。

附 則 (令和5年3月24日告示第35号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日告示第52号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

現場代理人兼任配置届

年 月 日

（宛先）伊勢原市長

受 注 者
所 在 地
氏名・名称
及び代表者

伊勢原市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領第5条の規定により、次の工事について現場代理人を兼任させることとし、それぞれに連絡員を選定しましたので届け出ます。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申しません。

現場代理人氏名			連絡先	(携帯電話等)
施 工 中 の 工 事	工事名			
	工 期		年 月 日から 年 月 日まで	
	連 絡 員	事業者名	元 請 ・ 下 請	
		氏 名		連絡先
	工事主管課			
新 た に 契 約 す る 工 事	工事名			
	工 期		年 月 日から 年 月 日まで	
	連 絡 員	事業者名	元 請 ・ 下 請	
		氏 名		連絡先
	工事主管課			
☐ 連絡員は、建設業許可における営業所ごとの専任技術者ではありません。				

本様式及び添付書類は、契約主管課に1部提出すること。

【添付書類】

- 1 施工中の工事の「請負工事現場代理人等選任届」の写し
- 2 連絡員の雇用の事実を証する書類の写し
- 3 下請業者と直接的な雇用関係のある者が連絡員となる場合は施工体制台帳等の写し